

第25次住居表示整備事業（国道401号北側の門田町大字飯寺地区）

令和2年10月19日（予定）に現在の住所等が変更になります。

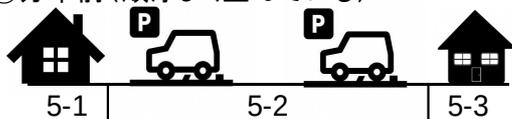
1. 住居表示の実施に伴い、住所の表し方が変わります

現在、住所は「会津若松市門田町大字飯寺字村西（村東）1234番地の5」というように、地名（町名等）と土地の地番で表しているため、地番と住所が一致しており、「地番＝住所」と考えても差し支えありません。しかし、地番は土地の番号ですので、土地の分筆や合筆の度に枝番がついたり、飛び番や欠番が発生します。

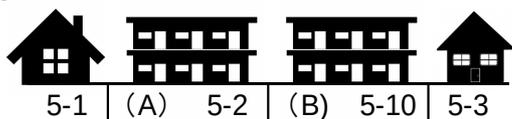
●分筆の例

5-2の土地を(A)・(B)の二筆に分筆

①分筆前(順序よく並んでいる)



②分筆後(5-2と5-3の間に5-10が入り順番が乱れた)



5-1～5-9が存在する土地のうち、5-2を二筆に法的に分割すると、面積の減少した5-2と新たに5-10（5-9まで実在するため直後の5-10となり面積は分筆前の旧5-2と分筆後の新5-2の差異）に分割され、土地の並び順は乱れることになる。

〔懸念されること〕

- ・ 5-10が地図に反映されていない場合、5-9の隣接地と思われるが実際には違う。
- ・ 5-2の次が5-10となるため、5-3～5-9が存在しないと勘違いされる。

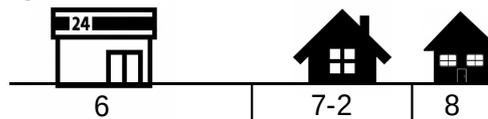
●合筆の例

6と7-1の土地を合筆

①合筆前(順序よく並んでいる)



②合筆後(7-1が消えてしまった)



合筆は隣接する数筆の土地を一筆の土地に法的に合体することで、最も若い番号に集約されることから、この場合は、6（面積は合筆前の6と7-1の合計）に集約され、7-1は抹消される。

〔懸念されること〕

- ・ 7-2の存在から、当然のことながら7-1は存在すると思われる。

そのため、土地の地番はだんだん住宅等の並びとは一致しなくなることから、住所からその場所にたどり着くのが困難になり、郵便等の配達や、救急車等の緊急車両の到着に遅れが生じるおそれが出てきました。このような不便を解消するため、昭和37年に住所をわかりやすくするための法律「住居表示に関する法律」が施行され、全国的に実施に至っております。



2. 住居表示が実施されるとどのように変わるのか

住居表示が実施されると、原則として一定の法則でつけられた建物の場所を表す番号「〇〇町（〇丁目）〇番〇号」が新しい住所になり、この時点で「地番＝住所」ではなくなります。しかし、住所として地番が使われなくなったとしても、地番が土地の場所や権利の範囲を表すための登記上の番号であることに変わりはありません。従って、住居表示の実施された区域であっても、登記上では引き続き地番・家屋番号で表されます。

ちなみに、地番・家屋番号は登記所（法務局）が定めるのに対して、住居表示番号（建物の番号）は市町村が定めることとなります。

■住居表示と地番等の関係

①住居表示実施前

《地名》福島県会津若松市門田町大字飯寺字村△				
・住所の表記	1234番地の1	—	1234番地の10	1234番地の3
・本籍の表記	1234番地1	—	1234番地10	1234番地3
・家屋番号	1234番1	—	1234番10	1234番3
・土地の現状				
・地番（土地番号）	1234番1	1234番2	1234番10	1234番3

②住居表示実施後

《地名》福島県会津若松市飯寺北▲丁目				
・住所⇒住居表示	2番11号	—	2番15号	2番16号
・本籍の表記	1234番地1	—	1234番地10	1234番地3
・家屋番号	1234番1	—	1234番10	1234番3
・土地の現状				
・地番（土地番号）	1234番1	1234番2	1234番10	1234番3

【最左端の住宅の例示】

《住居表示実施前》

《住居表示**実施後**》

住所：門田町大字飯寺字村△1234番地の1	⇒	飯寺北▲丁目2番11号
本籍：門田町大字飯寺字村△1234番地1	⇒	飯寺北▲丁目1234番地1
家屋：門田町大字飯寺字村△1234番1	⇒	飯寺北▲丁目1234番1
地番：門田町大字飯寺字村△1234番1	⇒	飯寺北▲丁目1234番1

住居表示実施前は、「地番＝住所」のため「門田町大字飯寺字村△1234番地の1」。住居表示実施後、地名は「飯寺北▲丁目」に、また住所は「2番11号」に変更されるが、登記上の地番に変更はなく「飯寺北▲丁目1234番1」となる。

参 考

1. 住所と本籍

- ◎住所：居住の所在。住民登録することで住民基本台帳に登載（住民票が作成）される。
- ◎本籍：戸籍の所在。現住所と関係なく国内に存在する地名地番に置くことができる。

2. 住居表示と地番・家屋番号

- ◎住居表示：市において建物ごとにつける番号。住所としてその所在をわかりやすくする。
- ◎地番：法務局において登記されている土地ごとにつけられている番号。
- ◎家屋番号：法務局において登記されている建物ごとにつけられている番号。

※法務局では、地番ごと、家屋番号ごとに、登記記録が作成され整理されている。

3. 実施に向けたスケジュール

住居表示の実施に向けて次のような予定で進めていきます。

時期	内容	備考
令和2年3月	・市議会定例会での承認 国道401号北側の門田町大字飯寺地区の 住居表示実施日の決定 ⇒令和2年10月19日(月)実施	
6月	・第25次住居表示整備事業チラシ配付 ・現地調査開始の案内(回覧)	
7月	・現地調査(業務委託) 対象地区内の図面・データ等作成業務	受託事業者: (株)丸菱行政地図
7月下旬~	・住民説明会の開催 複数日程計画し開催予定	飯寺公会堂
8月上旬	・住居表示実施の告示	新住所が法的に確定
9月下旬~	・「住居表示のお知らせ」パンフレット配布 住居表示実施による変更などの詳細について ・町名表示板、住居番号表示板の設置 各戸の門扉または玄関先への設置に伺います	受託事業者が各戸訪問し、 パンフレットの配布とともに 住居番号表示板等の設置 個所について相談します。
10月上旬	・住所変更通知用ハガキ配付(予定) ⇒郵便局より住居変更のお知らせ用として	各戸50枚程度
10月中旬	・「住居表示変更通知書」の発送 ⇒市役所より個人の諸種変更手続用として	一人5通
10月19日	◎第25次「住居表示」実施 住所の表記などが新しく変わります。	
10月19日~	・「住居表示変更証明書」交付開始 住居表示変更通知書が不足した場合に必要 ・「本籍更生通知書」の発送 対象地区に本籍を置く方に更生した旨を通知	

4. 住居表示実施後にご自身での手続が必要になるもの(住所変更など)

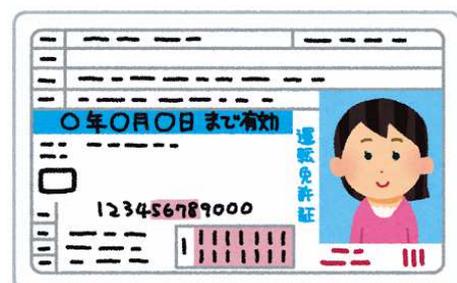
市役所などで管理しているもの(住民票・戸籍など)については、基本的に市役所などで書き換えを行いますので、来庁手続は必要ありません。

ただし、携帯するような資格証や身分証明書など(主なものを下記抜粋)については、ご自身で住所変更の手続が必要です。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

なお、詳しくは、住民説明会への参加や後日配付するパンフレットをご覧ください。

住所変更手続が必要となる主なもの

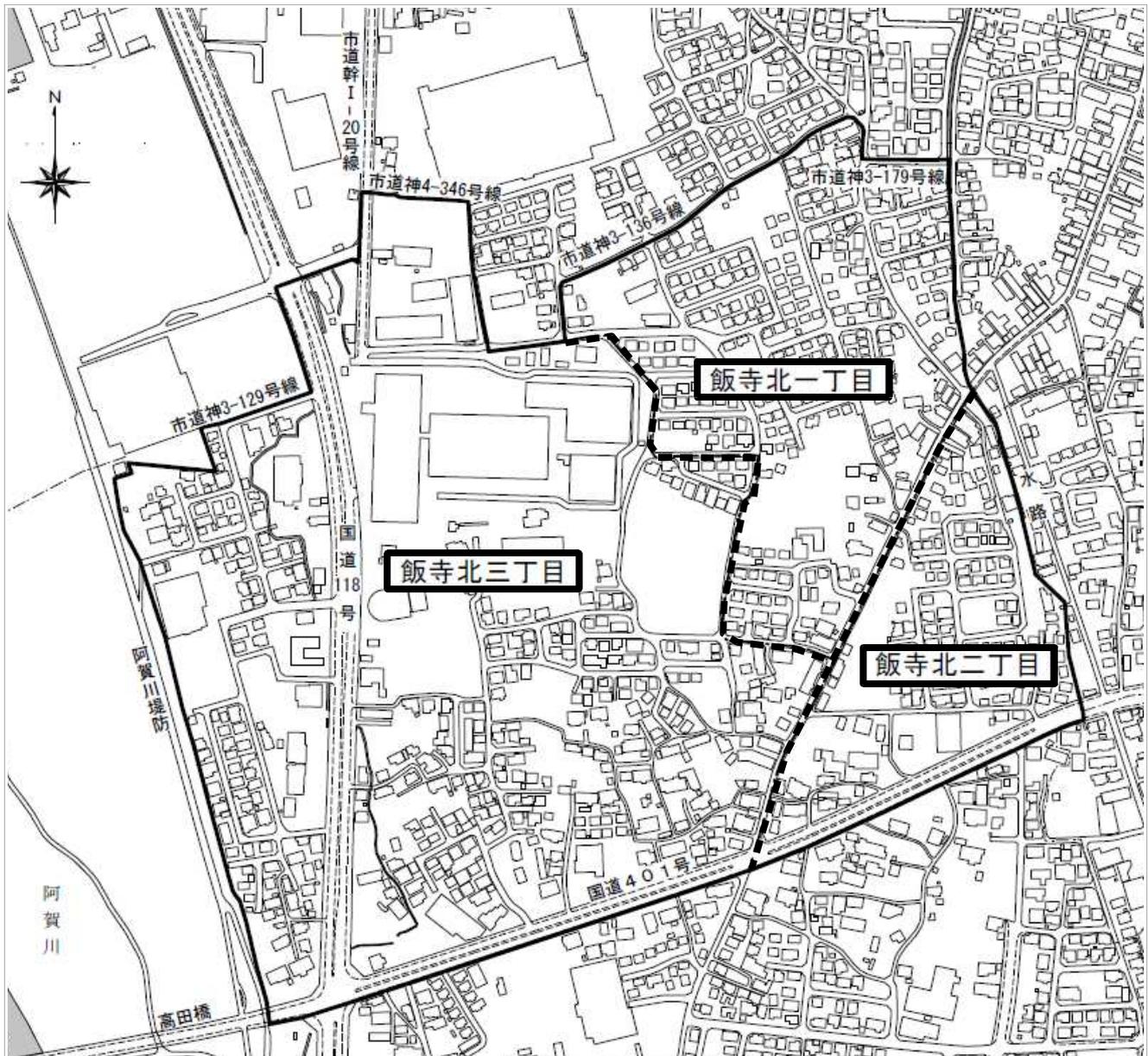
- ◎運転免許証
- ◎マイナンバーカード
- ◎障がい者手帳
- ◎車検証(所有者住所)
- ◎不動産登記(所有者住所) など



5. 対象区域

第25次住居表示整備事業の対象区域は、国道401号北側の門田町大字飯寺地区です。

- ・門田町大字飯寺字村西 ⇒ 飯寺北一丁目・三丁目
 - ・門田町大字飯寺字村東 ⇒ 飯寺北二丁目
- にそれぞれ変更になる予定です。



住居表示に関することで不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。なお、詳細については、住民説明会において説明を行う予定です。日程等決定次第、改めてお知らせしますので、都合の良い日程で各戸1名参加くださるようお願いいたします。

また、住居表示実施後の住所は、10月中旬までに「住居表示変更通知書」が各個人宛に発送されますので、そちらが届くまでお待ちくださるようお願いいたします。

【問合せ先】 会津若松市役所市民部市民課総務グループ
担当：永島・上野
電話：0242-39-1229（直通）